



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成21年 1月13日火曜日 第2030号

### ◇ 目 次 ◇

救急診療所の撤回.....29

指定自立支援医療機関の指定.....29

指定自立支援医療機関の指定（2件）.....29

指定自立支援医療機関の所在地の変更.....30

医師の指定.....30

指定医師の所在地の変更.....30

指定医師の辞退の届出.....30

地域森林計画の公表.....30

地域森林計画の変更の公表（4件）.....30

公共測量の終了の通知.....31

都市計画区域の変更（2件）.....31

都市計画の決定（3件）.....31

都市計画の変更（8件）.....32

土地改良区の定款変更の認可.....33

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要（2件）.....33

瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変更の許可申請の概要.....40

開発行為に関する工事の完了.....49

道路の区域変更（一般国道197号）.....49

道路の供用開始（ " ）.....49

道路の区域変更（県道串内子線）.....49

道路の供用開始（ " ）.....50

### 選挙管理委員会告示

政治団体の設立の届出.....50

政治団体の届出事項の異動の届出.....51

政治団体の解散の届出.....55

資金管理団体の解散等の届出.....56

資金管理団体の届出事項の異動の届出.....56

### 告 示

#### ○愛媛県告示第43号

次の診療所は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急診療所でなくなった。

平成21年 1月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	所 在 地	開 設 者 名
田坂外科医院	新居浜市北内町一丁目2番7号	田坂 理

#### ○愛媛県告示第44号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成21年 1月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
S H U N心療クリニック	松山市朝生田町一丁目4番14号	馬場俊一	精神通院医療	平成21年 1月1日
今治おかもと薬局	今治市南高下町三丁目2番10号	有限会社岡本薬局	精神通院医療 （薬局）	平成21年 1月1日

#### ○愛媛県告示第45号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成21年 1月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
今治おかもと薬局	今治市南高下町三丁目2番10号	有限会社岡本薬局	薬局	平成21年 1月1日

#### ○愛媛県告示第46号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成21年 1月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	国立大学法人愛媛大学	免疫に関する医療 (育成医療・更正医療)	平成19年 4月1日

○愛媛県告示第47号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関の所在地を変更した旨の届出があった。

平成21年 1月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	所 在 地		変 更 年 月 日
	変 更 前	変 更 後	
中萩薬局	新居浜市中萩町2番1号	新居浜市中萩町2番3号	平成21年 1月1日

○愛媛県告示第48号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成21年 1月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

診断する身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診療所の名称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	指定年月日
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	愛 媛 労 災 病 院	森 脇 伸 二 郎	新居浜市南小松原町13-27	平成 21年 1月1日

○愛媛県告示第49号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

平成21年 1月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医 師 氏 名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変 更 年 月 日
	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	
武 田 定 典	社会福祉法人恩賜財団済生会 今治病院	今治市喜田村7-1-6	武 田 脳 神 経 外 科	今治市南高下町3-816-4	平成20年 12月15日

○愛媛県告示第50号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

平成21年 1月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

診断した身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診療所の名称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	辞退年月日
聴覚・平衡・音声・言語・そし やく機能障害	耳 鼻 咽 喉 科	財団法人積善会附属 十全総合病院	宋 碩 注	新居浜市北新町1-5	平成 20年11月30日
視 覚 障 害	眼 科	鈴 木 眼 科	鈴 木 厚	新居浜市庄内町1-8-30	平成 20年12月3日

○愛媛県告示第51号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定に基づき、平成20年12月26日、中予山岳地域森林計画を立てた。

中予山岳地域森林計画に係る地域森林計画書及び森林計画図は、中予地方局産業経済部久万高原森林林業課において公衆の縦覧に供する。

平成21年 1月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第52号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定に基づき、平成20年12月26日、東予地域森林計画を変更した。

東予地域森林計画の変更に係る地域森林計画書及び森林計画図は、東予地方局産業経済部森林林業課において公衆の縦覧に供する。

平成21年 1月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

## ○愛媛県告示第53号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定に基づき、平成20年12月26日、今治松山地域森林計画を変更した。

今治松山地域森林計画の変更に係る地域森林計画書及び森林計画図は、東予地方局産業経済部今治支局森林林業課及び中予地方局産業経済部森林林業課において公衆の縦覧に供する。

平成21年 1月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

## ○愛媛県告示第54号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定に基づき、平成20年12月26日、肱川地域森林計画を変更した。

肱川地域森林計画の変更に係る地域森林計画書及び森林計画図は、南予地方局産業経済部八幡浜支局森林林業課において公衆の縦覧に供する。

平成21年 1月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

## ○愛媛県告示第55号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定に基づき、平成20年12月26日、南予地域森林計画を変更した。

南予地域森林計画の変更に係る地域森林計画書及び森林計画図は、南予地方局産業経済部森林林業課において公衆の縦覧に供する。

平成21年 1月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

## ○愛媛県告示第56号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、松山地方務局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成21年 1月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 作業種類 公共測量（基準点設置作業）
- 2 作業期間 平成20年10月7日から  
平成20年12月15日まで
- 3 作業地域 松山市高岡町

## ○愛媛県告示第57号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項において準用する同条第1項の規定に基づき、次のように都市計画区域を変更する。

平成21年 1月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 都市計画区域の名称  
新居浜都市計画区域  
西条都市計画区域  
（東予広域都市計画区域を二の都市計画区域とし、新居浜都市計画区域及び西条都市計画区域とする。）
- 2 都市計画区域を変更する土地の区域  
（1）新たに都市計画区域に含まれる土地の区域  
なし

- （2）都市計画区域から除外される土地の区域  
なし

## ○愛媛県告示第58号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項において準用する同条第1項の規定に基づき、次のように都市計画区域を変更する。

平成21年 1月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 都市計画区域の名称  
大洲都市計画区域  
（大洲都市計画区域及び長浜都市計画区域を一の都市計画区域とし、大洲都市計画区域とする。）
- 2 都市計画区域を変更する土地の区域  
（1）新たに都市計画区域に含まれる土地の区域  
なし  
（2）都市計画区域から除外される土地の区域  
なし

## ○愛媛県告示第59号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を決定した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成21年 1月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 都市計画の種類及び名称  
新居浜都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域  
新居浜都市計画区域

## ○愛媛県告示第60号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を決定した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成21年 1月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 都市計画の種類及び名称  
西条都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域  
西条都市計画区域

## ○愛媛県告示第61号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を決定した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成21年 1月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 都市計画の種類及び名称  
大洲都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域  
大洲都市計画区域

○愛媛県告示第62号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成21年 1月13日

愛媛県知事 加戸守行

都市計画の種類及び名称

変 更 前	変 更 後
東予広域都市計画区域 東予臨港地区	新居浜都市計画区域 東予臨港地区
東予広域都市計画区域 新居浜臨港地区	新居浜都市計画区域 新居浜臨港地区

○愛媛県告示第63号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成21年 1月13日

愛媛県知事 加戸守行

都市計画の種類及び名称

変 更 前	変 更 後
東予広域都市計画区域 東予臨港地区	西条都市計画区域 東予臨港地区

○愛媛県告示第64号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成21年 1月13日

愛媛県知事 加戸守行

都市計画の種類及び名称

変 更 前	変 更 後
東予広域都市計画道路 3・2・1 新居浜駅港町線	新居浜都市計画道路 3・2・1 新居浜駅港町線
東予広域都市計画道路 3・2・2 安井船木線	新居浜都市計画道路 3・2・2 新居浜バイパス線
東予広域都市計画道路 3・4・3 駅前滝の宮線	新居浜都市計画道路 3・4・3 駅前滝の宮線
東予広域都市計画道路 3・4・4 西町中村線	新居浜都市計画道路 3・4・4 西町中村線
東予広域都市計画道路 3・4・5 船屋阿島線	新居浜都市計画道路 3・4・5 磯浦阿島線
東予広域都市計画道路 3・4・6 駅前郷線	新居浜都市計画道路 3・4・6 駅前郷線
東予広域都市計画道路 3・4・9 郷松の端線	新居浜都市計画道路 3・4・9 郷松の端線
東予広域都市計画道路 3・5・14 磯浦新田線	新居浜都市計画道路 3・5・14 磯浦新田線
東予広域都市計画道路 3・5・16 河内町港町線	新居浜都市計画道路 3・5・16 河内町港町線

東予広域都市計画道路 3・6・18 高木中筋線	新居浜都市計画道路 3・6・18 高木中筋線
東予広域都市計画道路 3・6・21 港町松神子線	新居浜都市計画道路 3・6・21 港町松神子線

○愛媛県告示第65号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成21年 1月13日

愛媛県知事 加戸守行

都市計画の種類及び名称

変 更 前	変 更 後
東予広域都市計画公園 5・5・2 山根公園	新居浜都市計画公園 5・5・1 山根公園
東予広域都市計画公園 7・7・1 滝の宮公園	新居浜都市計画公園 7・7・1 滝の宮公園

○愛媛県告示第66号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成21年 1月13日

愛媛県知事 加戸守行

都市計画の種類及び名称

変 更 前	変 更 後
東予広域都市計画緑地 1 国領川緑地	新居浜都市計画緑地 1 国領川緑地

○愛媛県告示第67号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成21年 1月13日

愛媛県知事 加戸守行

都市計画の種類及び名称

変 更 前	変 更 後
東予広域都市計画一団地の官公庁施設 新居浜一団地の官公庁施設	新居浜都市計画一団地の官公庁施設 新居浜一団地の官公庁施設

○愛媛県告示第68号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成21年 1月13日

愛媛県知事 加戸守行

都市計画の種類及び名称

変 更 前	変 更 後
東予広域都市計画道路 3・2・2安井船木線	西条都市計画道路 3・3・1安井飯岡線
東予広域都市計画道路 3・4・5船屋阿島線	西条都市計画道路 3・3・2船屋磯浦線
東予広域都市計画道路 3・4・28西条駅前朔日市線	西条都市計画道路 3・4・3西条駅前朔日市線
東予広域都市計画道路 3・4・29古川玉津橋線	西条都市計画道路 3・4・4古川玉津橋線
東予広域都市計画道路 3・5・32国道西条港線	西条都市計画道路 3・5・7国道西条港線
東予広域都市計画道路 3・5・35加茂川大橋福武線	西条都市計画道路 3・5・10加茂川大橋福武線
東予広域都市計画道路 3・5・36古川樋之口線	西条都市計画道路 3・5・11古川樋之口線
東予広域都市計画道路 3・2・38壬生川水見線	西条都市計画道路 3・2・13壬生川水見線
東予広域都市計画道路 3・4・42東予港丹原線	西条都市計画道路 3・4・17東予港丹原線
東予広域都市計画道路 3・4・44壬生川駅福王院線	西条都市計画道路 3・4・19壬生川駅福王院線
東予広域都市計画道路 3・4・48今井北田野線	西条都市計画道路 3・4・23今井北田野線
東予広域都市計画道路 3・4・49妙口水見線	西条都市計画道路 3・4・24妙口水見線
東予広域都市計画道路 3・4・50北川南川線	西条都市計画道路 3・4・25北川南川線

○愛媛県告示第69号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成21年 1月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

都市計画の種類及び名称

変 更 前	変 更 後
東予広域都市計画公園 5・5・3小松中央公園	西条都市計画公園 5・5・2小松中央公園
東予広域都市計画公園 6・5・1西条運動公園	西条都市計画公園 6・5・3西条運動公園
東予広域都市計画公園 6・5・2東予運動公園	西条都市計画公園 6・5・4東予運動公園

○愛媛県告示第70号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新居浜市大生院土地改良区の定款の変更を認可した。

平成21年 1月13日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

○愛媛県告示第71号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置

の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県松山保健所及び松前町役場において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成21年 1月13日

愛媛県松山保健所長 山 本 しげ子

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

東レ株式会社

東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号

代表取締役社長 榊原 定征

2 事業場の名称及び所在地

東レ株式会社愛媛工場

伊予郡松前町大字筒井1515番地

3 特定施設に関する事項

(1) 紡糸機（S - 10M / C）

特定施設の種 類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第21号 イ 湿式紡糸施設	
特定施設の能力	1日当たり10.5トン処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに着工	
工事の完成予定年月日	平成21年 4月15日	
使用開始の予定年月日	平成21年 4月15日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 7～8 最大 7～8
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 229,000 最大 229,000
	浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 3 最大 3
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1,700 最大 1,700
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 5 最大 5
	通常 64.5 最大 100.6	

(2) 表面処理施設 No.1（C - 10m / c）

特定施設の種 類	政令別表第1第21号 ロ 未精練繊維の薬液処理施設
特定施設の能力	1日当たり3.3トン処理

工事の着手予定年月日	平成21年7月15日	
工事の完成予定年月日	平成21年12月15日	
使用開始の予定年月日	平成22年2月1日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 3.8~8.0 最大 1.2~10.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 3.0 最大 20.0
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1.0 最大 5.0
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2.4 最大 3.0
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1 最大 0.1
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 490 最大 490	

(3) DMF回収施設

特定施設の種 類	政令別表第1第21号 八 原料回収施設	
特定施設の能力	1日当たり81.6立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに着工	
工事の完成予定年月日	着工後3週間	
使用開始の予定年月日	工事完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0 最大 7.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 16 最大 18
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1 最大 0.1

	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 43 最大 49
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 3
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 123 最大 138

(4) 脱硫装置(西地区)

特定施設の種 類	政令別表第1第63号の3 廃ガス洗浄施設	
特定施設の能力	1時間当たり廃ガス184,000ノルマル立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに着工	
工事の完成予定年月日	平成21年11月30日	
使用開始の予定年月日	平成21年12月1日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~7.0 最大 6.0~7.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2,000 最大 2,000
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 500 最大 500
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 20
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 3
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 120 最大 120

(5) 紡糸機 (S-7m/c(S-7A))

特定施設の種 類	政令別表第1第21号 イ 湿式紡糸施設
特定施設の能力	1日当たり17トン処理
工事の着手予定年月日	許可後直ちに着工
工事の完成予定年月日	着工後3週間

使用開始の予定年月日	工事完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7~8 最大 7~8
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 144 最大 144
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3 最大 3
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1 最大 0.1
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5 最大 5
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 499 最大 547	

(6) 紡糸機 (S - 7m / c (S - 7B))

特定施設の種 類	政令別表第1第21号 イ 湿式紡糸施設	
特定施設の能力	1日当たり17トン処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに着工	
工事の完成予定年月日	着工後3週間	
使用開始の予定年月日	工事完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7~8 最大 7~8
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 144 最大 144
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3 最大 3
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1 最大 0.1
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5 最大 5

りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5 最大 5
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 499 最大 547

(7) 8系列アセチル化缶

特定施設の種 類	政令別表第1第33号 イ 縮合反応施設	
特定施設の能力	1日当たり4.8トン処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに着工	
工事の完成予定年月日	着工後4週間	
使用開始の予定年月日	工事完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	断続(9時間サイクル)	
特定施設の1日当たりの使用時間	23時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 3~4 最大 4
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 88,000 最大 90,000
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 4.0 最大 5.0
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1以下 最大 1以下
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1以下 最大 1以下
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 3.4 最大 3.5	

(8) 8系列重合缶

特定施設の種 類	政令別表第1第33号 イ 縮合反応施設	
特定施設の能力	1日当たり4.8トン処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに着工	
工事の完成予定年月日	着工後4週間	
使用開始の予定年月日	工事完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	断続(9時間サイクル)	

特定施設の1日当たりの使用時間		23時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要		なし	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	反 応 留 出 液	反 応 蒸 気 凝 縮 液
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 3~4 最大 4	通常 6.5~7.5 最大 6.5~7.5
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 140,000 最大 148,000	通常 1,800 最大 2,000
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 200 最大 500	通常 20 最大 600
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1以下 最大 1以下	通常 3 最大 5
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1以下 最大 1以下	通常 0.71 最大 0.71
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 0.3 最大 0.4	通常 1.5 最大 1.7

(9) ろ過施設 (凝集ろ過施設)

特定施設の種 類		政令別表第1第64号の2 口 ろ過施設	
特定施設の能力		1 1時間当たり100立方メートル処理 2~5 1時間当たり80立方メートル処理	
工事の着手予定年月日		許可後直ちに着工	
工事の完成予定年月日		着工後3週間	
使用開始の予定年月日		工事完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔		連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間		24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要		なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7 最大 6.8	
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 10	
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1,500 最大 2,000	

窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常	5
	最大	20
りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常	0.8
	最大	3
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 285 最大 770

参考: 5基あり(常時2基運転、予備3基)

(10) ろ過施設(海水ろ過施設)

特定施設の種 類	政令別表第1第64号の2 口 ろ過施設	
特定施設の能力	1時間当たり30立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに着工	
工事の完成予定年月日	着工後3週間	
使用開始の予定年月日	工事完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 8 最大 7.5
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 10
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 100 最大 500
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5 最大 20
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 3
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 20 最大 20

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) 東地区ASM処理施設

設 置 年 月 日	昭和51年3月31日
処 理 施 設 の 種 類	生物処理

処理施設の型式																			
処理施設の構造	鉄筋コンクリート製																		
処理施設の主要寸法	縦 90メートル 横 100メートル 高さ 4メートル																		
処理施設の能力	1日当たり2,000立方メートル処理																		
汚水等の処理の方式	活性汚泥処理方式																		
処理施設の使用時間間隔	連続																		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間																		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし																		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>処理前</th> <th>処理後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水素イオン濃度(水素指数)</td> <td>通常 6.0~9.0 最大 5.0~11.0</td> <td>通常 6.0~8.5 最大 5.0~9.0</td> </tr> <tr> <td>化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)</td> <td>通常 780 最大 840</td> <td>通常 155 最大 165</td> </tr> <tr> <td>浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)</td> <td>通常 80 最大 135</td> <td>通常 63 最大 100</td> </tr> <tr> <td>窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)</td> <td>通常 145 最大 620</td> <td>通常 30 最大 125</td> </tr> <tr> <td>りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)</td> <td>通常 15 最大 50</td> <td>通常 5 最大 15</td> </tr> </tbody> </table>	項目	処理前	処理後	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~9.0 最大 5.0~11.0	通常 6.0~8.5 最大 5.0~9.0	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 780 最大 840	通常 155 最大 165	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 80 最大 135	通常 63 最大 100	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 145 最大 620	通常 30 最大 125	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 15 最大 50	通常 5 最大 15
項目	処理前	処理後																	
水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~9.0 最大 5.0~11.0	通常 6.0~8.5 最大 5.0~9.0																	
化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 780 最大 840	通常 155 最大 165																	
浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 80 最大 135	通常 63 最大 100																	
窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 145 最大 620	通常 30 最大 125																	
りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 15 最大 50	通常 5 最大 15																	
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 1,878 最大 2,000																		

(2) 西地区回収留出液排水処理設備

設置年月日	平成18年9月15日
処理施設の種類	化学処理、生物処理及び物理処理
処理施設の型式	
処理施設の構造	鉄筋コンクリート及び鉄骨+ALC製
処理施設の主要寸法	縦 22.3メートル 横 15.7メートル 高さ 8.75メートル
処理施設の能力	1日当たり351立方メートル処理
汚水等の処理の方式	浸漬型平膜分離活性汚泥方式+活性炭吸着処理
処理施設の使用時間間隔	連続

処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0~11.0 最大 7.0~11.0	通常 6.0~8.7 最大 6.0~8.7
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 37 最大 65	通常 20 最大 20
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 23 最大 23	通常 18 最大 20
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 49 最大 60	通常 49 最大 49
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5 最大 5	通常 3.2 最大 5
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 293 最大 351	通常 293 最大 351	

(3) 西地区表面処理液排水処理設備

工事の着手予定年月日	平成21年7月1日		
工事の完成予定年月日	平成21年12月15日		
使用開始の予定年月日	平成22年2月1日		
処理施設の種類	化学処理		
処理施設の型式			
処理施設の構造	鉄筋コンクリート、PVC及びFRP製		
処理施設の主要寸法	縦 10.5メートル 横 9.0メートル 高さ 6.4メートル		
処理施設の能力	1日当たり1,200立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	中和処理		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の	項目	処理前	処理後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 3.8~8.0 最大 1.2~10.0	通常 6.0~8.7 最大 6.0~8.7

汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 3.8~8.0 最大 1.2~10.0	通常 6.0~8.7 最大 6.0~8.7
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3.0 最大 20.0	通常 3.0 最大 10.0
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.0 最大 5.0	通常 1.0 最大 5.0
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2.4 最大 3.0	通常 2.4 最大 2.4
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1 最大 0.1	通常 0.1 最大 0.1
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 490 最大 490	通常 490 最大 490

(4) 西地区脱硫装置排水処理設備

工事の着手予定年月日	許可後直ちに着工		
工事の完成予定年月日	平成21年11月30日		
使用開始の予定年月日	平成21年12月1日		
処理施設の種 類	物理処理及び化学処理		
処理施設の型 式			
処理施設の構 造	S S 400製		
処理施設の主要寸法	直径 950ミリメートル 高さ 2,929ミリメートル		
処理施設の能力	1日当たり120立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	酸化・凝集、ろ過及び中和処理方式		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	な し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~8.6 最大 6.0~8.6	通常 6.0~8.6 最大 6.0~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1,000~2,000 最大 1,000~2,000	通常 10 最大 20

汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 50~5,000 最大 50~5,000	通常 20 最大 20
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5 最大 20	通常 5 最大 20
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 3	通常 1 最大 3
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 120 最大 120	通常 120 最大 120

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) 第1排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~8.7 最大 6.0~8.7
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10.6 最大 15
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 21
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5.7 最大 20
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.87 最大 3
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 98,552 最大 130,449

(2) 第2排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~8.7 最大 6.0~8.7
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 4.1 最大 10
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.0 最大 4.8
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 20
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.61 最大 3

汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 30,000 最大 38,000
----------------------------	------------------------

備考 この他に、雨水排水口が6箇所ある。

○愛媛県告示第72号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県松山保健所及び松前町役場において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成21年 1月13日

愛媛県松山保健所長 山本 しげ子

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

ＪＡえひめフレッシュフーズ株式会社

伊予郡松前町大字徳丸字五屋敷771-18

代表取締役 高橋 勉

2 事業場の名称及び所在地

ＪＡえひめフレッシュフーズ株式会社鶏卵センター

伊予郡松前町大字徳丸字五屋敷771-18

3 特定施設に関する事項

湯煮施設（温泉たまご調理機）

特定施設の種類の	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。）別表第1第2号 八湯煮施設	
特定施設の能力	1時間当たり1,260個処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工後1週間	
使用開始の予定年月日	完成後の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	約8時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 50 最大 70
	浮遊物質質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 30 最大 50
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 2 最大 4

りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 7 最大 10
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 2 最大 3

4 汚水等の処理施設に関する事項  
汚水処理施設

設置年月日	昭和60年2月20日		
処理施設の種類の	化学処理及び物理処理		
処理施設の型式	カネカ式		
処理施設の構造	鉄筋コンクリート製		
処理施設の主要寸法	縦 19.8メートル 横 30メートル 高さ 6.5メートル		
処理施設の能力	1日当たり 350立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	活性汚泥法+凝集沈殿+砂ろ過		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	無し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 500 最大 600	通常 10以下 最大 10
	浮遊物質質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 400 最大 500	通常 5以下 最大 5
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 80 最大 100	通常 5以下 最大 10
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 10 最大 15	通常 4以下 最大 6
	通常 170 最大 190	通常 170 最大 190	

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

No.1排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10以下 最大 10
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5以下 最大 5
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5以下 最大 10
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 4以下 最大 6
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 170 最大 190

(備考) この他に雨水排水口が4ヶ所ある。

○愛媛県告示第73号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県松山保健所及び松前町役場において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成21年 1月13日

愛媛県松山保健所長 山本 しげ子

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

東レ株式会社  
東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号  
代表取締役社長 榊原 定征

2 事業場の名称及び所在地

東レ株式会社愛媛工場  
伊予郡松前町大字筒井1515番地

3 特定施設の種類の

水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第21号イ、ロ及びハ、第33号イ、第37号イ、第63号の3、並びに第64号の2イ及びロ

4 変更しようとする事項の内容

特定施設の構造及び使用方法、汚水等の汚染状態及び量並びに排水の汚染状態の変更

5 特定施設に関する事項

(1) 第21号イ S - 2 m / c 湿式紡糸機

	変 更 前	変 更 後
特定施設の主要寸法	縦 1.969メートル 横 2.65メートル 高さ 0.56メートル	縦 1.97メートル 横 6.4メートル 高さ 1.075メートル
特定施設の能力	-	1日当たり2.1トン
原材料の種類及び1日当たりの使用量	アクリル原料： 1,440キログラム、ジメチルスルホキシド： 7,670キログラム	ジメチルスルホキシド： 6.6立方メートル、水： 22.8立方メートル、その他： 0.24立方メートル

特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.5 最大 7.5	通常 7~8 最大 7~8
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 500	通常 144 最大 144
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 5	通常 3 最大 3
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 - 最大 -	通常 0.1 最大 0.1
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 - 最大 -	通常 5 最大 5
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 なし 最大 なし	通常 18.7 最大 29.4

(2) 第21号イ S - 3 m / c 湿式紡糸機

	変 更 前	変 更 後	
特定施設の主要寸法	縦 4.9メートル 横 1.35メートル 高さ 0.365メートル	縦 4メートル 横 4.9メートル 高さ 0.24メートル	
特定施設の能力		1日当たり6.1トン	
原材料の種類及び1日当たりの使用量	アクリル原液： 5,800キログラム、ジメチルスルホキシド： 21,000キログラム	ジメチルスルホキシド： 32.5立方メートル、水： 25.4立方メートル、アクリロニトリル： 0.6立方メートル、その他： 0.6立方メートル	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 - 最大 -	通常 7~8 最大 7~8
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 - 最大 -	通常 229 最大 229
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 - 最大 -	通常 3 最大 3
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 - 最大 -	通常 1.7 最大 1.7
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 - 最大 -	通常 5 最大 5
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 なし 最大 なし	通常 39.8 最大 59.1

(3) 第21号イ S - 4 m / c 湿式紡糸機

	変 更 前	変 更 後
特定施設の主要寸法	縦 4.206メートル 横 5メートル 高さ 0.24メートル	縦 6.515メートル 横 5.139メートル 高さ 0.275メートル

特定施設の能力		1日当たり7.2トン	
原材料の種類及び1日当たりの使用量		アクリル原液：7トン、ジメチルスルホキシド：29トン	ジメチルスルホキシド：40.1立方メートル、水：31.1立方メートル、アクリロニトリル：0.6立方メートル、その他：0.6立方メートル
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 6.5 最大 7.5	通常 7~8 最大 7~8
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 50 最大 500	通常 229 最大 229
	浮遊物質（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 1 最大 5	通常 3 最大 3
	窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 - 最大 -	通常 1.7 最大 1.7
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）		通常 30 最大 36	通常 42.6 最大 72.4

(4) 第21号イ S - 5 m / c 湿式紡糸機

		変更前	変更後
特定施設の主要寸法		縦 1.97メートル 横 14.3メートル 高さ 0.875メートル	縦 1.97メートル 横 12.8メートル 高さ 1.075メートル
特定施設の能力		1日当たり8.1トン	
原材料の種類及び1日当たりの使用量		アクリル原液：5トン、ジメチルスルホキシド：20トン	ジメチルスルホキシド：21.5立方メートル、水：47.0立方メートル、その他：0.6立方メートル
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 6.5 最大 7.5	通常 7~8 最大 7~8
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 50 最大 500	通常 144 最大 144
	浮遊物質（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 1 最大 5	通常 3 最大 3
	窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 - 最大 -	通常 0.1 最大 0.1
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）		通常 0 最大 25	通常 46 最大 69.1

(5) 第21号イ S - 6 m / c 湿式紡糸機

		変更前	変更後
特定施設の主要寸法		縦 4.8メートル 横 5.1メートル 高さ 0.24メートル	縦 4.8メートル 横 5.141メートル 高さ 0.24メートル
特定施設の能力		1日当たり3.1トン	
原材料の種類及び1日当たりの使用量		アクリル原液：8トン、ジメチルスルホキシド：31トン	ジメチルスルホキシド：28.8立方メートル、水：24.6立方メートル、アクリロニトリル：0.6立方メートル、その他：0.6立方メートル
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 6.5 最大 7.5	通常 7~8 最大 7~8
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 50 最大 500	通常 229 最大 229
	浮遊物質（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 1 最大 5	通常 3 最大 3
	窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 - 最大 -	通常 1.7 最大 1.7
	りん含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 - 最大 -	通常 5 最大 5
	汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）		通常 0 最大 39

(6) 第21号イ 1系列湿式紡糸機

		変更前	変更後
特定施設の能力		1日当たり15トン	1日当たり1.6トン
原材料の種類及び1日当たりの使用量		アクリル原液：70トン、ジメチルスルホキシド：350キログラム	ジメチルスルホキシド：7.3立方メートル、水：7.5立方メートル、アクリロニトリル：0.6立方メートル、その他：0.6立方メートル
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 6.5 最大 7.5	通常 7~8 最大 7~8
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 50 最大 500	通常 229 最大 229
	浮遊物質（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 1 最大 5	通常 3 最大 3
	窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 - 最大 -	通常 1.7 最大 1.7
	りん含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 - 最大 -	通常 5 最大 5

汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 なし 最大 なし	通常 14.4 最大 16
----------------------------	----------------	------------------

(7) 第21号イ 8、9系列湿式紡糸機

		変 更 前	変 更 後
特定施設の能力		1日当たり15トン	1日当たり25トン
原材料の種類及び1日当たりの使用量		アクリル原液：70トン、ジメチルスルホキシド：350キログラム	アクリル原液：68トン、ジメチルスルホキシド：38トン
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.5 最大 7.5	通常 6.5 最大 7.5
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 500	通常 50 最大 500
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 5	通常 1 最大 5
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 - 最大 -	通常 10.0 最大 20.0
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 - 最大 -	通常 1.00 最大 3.00
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 なし 最大 なし	通常 16 最大 18

(8) 第21号ロ G - 1 m / c 表面処理槽

		変 更 前	変 更 後
特定施設の主要寸法		縦 1.8メートル 横 0.8メートル	縦 0.728メートル 横 3.01メートル 高さ 0.05メートル
特定施設の能力			1日当たり0.2トン
原材料の種類及び1日当たりの使用量		水：1,350キログラム、フッ素カリウム：8.1キログラム、水酸化カリウム：2.0キログラム	水：21,600キログラム、硫酸：0.1キログラム
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 12.4 最大 12.6	通常 3 最大 7
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 50	通常 5 最大 10
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 5	通常 1 最大 5
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 - 最大 -	通常 10.0 最大 20.0
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 - 最大 -	通常 1.00 最大 3.00

汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 1.35 最大 2.00	通常 22 最大 32
----------------------------	--------------------	----------------

(9) 第21号ロ G - 2 m / c 表面処理装置

		変 更 前	変 更 後
特定施設の主要寸法		縦 1.75メートル 横 3.714メートル 高さ 0.05メートル	縦 1.75メートル 横 3.7メートル 高さ 0.05メートル
特定施設の能力			1日当たり0.2トン
原材料の種類及び1日当たりの使用量		水：1,350キログラム、硫酸：3.3キログラム	水：86,400キログラム、硫酸：0.2キログラム
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1.4 最大 1.2	通常 3 最大 7
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2 最大 10	通常 5 最大 10
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 5	通常 1 最大 5
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 - 最大 -	通常 10.0 最大 20.0
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 - 最大 -	通常 1.00 最大 3.00
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 1.35 最大 2.00	通常 86 最大 128

(10) 第21号ロ C - 2 m / c 表面処理装置

		変 更 前	変 更 後
特定施設の主要寸法		縦 1.65メートル 横 0.9メートル 高さ 0.05メートル	縦 1.76メートル 横 0.9メートル 高さ 0.05メートル
特定施設の能力			1日当たり0.6トン
原材料の種類及び1日当たりの使用量		水：1,350キログラム、硫酸：3.3キログラム	水：388,800キログラム、硫酸：0.7キログラム
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1.4 最大 1.2	通常 3 最大 7
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2 最大 10	通常 5 最大 10
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 5	通常 1 最大 5
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 - 最大 -	通常 10.0 最大 20.0

	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 - 最大 -	通常 1.00 最大 3.00
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 1.35 最大 2.00	通常 389 最大 575

(11) 第21号口 C - 3m / c 表面処理装置

		変 更 前	変 更 後
特定施設の主要寸法			縦 1.73メートル 横 0.9メートル 高さ 0.05メートル
特定施設の能力			1日当たり0.6トン
原材料の種類及び1日当たりの 使用量			水：72,000キログラム、 硫酸：0.8キログラム
特定施設か ら排出され る汚水等の 汚染状態の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 - 最大 -	通常 3 最大 7
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 - 最大 -	通常 5 最大 10
	浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 - 最大 -	通常 1 最大 5
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 - 最大 -	通常 10.0 最大 20.0
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 - 最大 -	通常 1.00 最大 3.00
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 - 最大 -	通常 72 最大 107

(12) 第21号口 C - 4m / c 表面処理装置

		変 更 前	変 更 後
特定施設の主要寸法		縦 2.106メートル 横 1.09メートル 高さ 0.05メートル	縦 2.106メートル 横 1.21メートル 高さ 0.05メートル
特定施設の能力			1日当たり1.2トン
原材料の種類及び1日当たりの 使用量		水：2,700キログラム、 硫酸：6.6キログラム	水：432,000キログラム、 硫酸：3.0キログラム
特定施設か ら排出され る汚水等の 汚染状態の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 1.4 最大 1.2	通常 3 最大 7
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 2 最大 10	通常 5 最大 10
	浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1 最大 5	通常 1 最大 5

	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 - 最大 -	通常 10.0 最大 20.0
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 - 最大 -	通常 1.00 最大 3.00
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 2.7 最大 4.1	通常 216 最大 326

(13) 第21号口 C - 5m / c 表面処理装置

		変 更 前	変 更 後
特定施設の主要寸法			縦 1.73メートル 横 0.9メートル 高さ 0.05メートル
特定施設の能力			1日当たり0.7トン
原材料の種類及び1日当たりの 使用量		水：225キログラム、 硫酸：0.6キログラム	水：86,400キログラム、 硫酸又は重碳酸 アンモニウム：1.0キ ログラム
特定施設か ら排出され る汚水等の 汚染状態の 値			硫酸 重碳酸アン モニウム
	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 1.4 最大 1.2	通常 3~4 最大 1 通常 8.0 最大 10.0
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 2 最大 10	通常 5 最大 10 通常 2.1 最大 18.8
	浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1 最大 5	通常 1 最大 5 通常 1.0 最大 3.0
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 - 最大 -	通常 10.0 最大 20.0 通常 10.0 最大 20.0
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 - 最大 -	通常 1.00 最大 3.00 通常 1.00 最大 3.00
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 0.23 最大 0.35	通常 86 最大 128 通常 86.4 最大 128

(14) 第21号口 G - 3m / c 表面処理装置

		変 更 前	変 更 後
特定施設の主要寸法			縦 2.106メートル 横 1.21メートル 高さ 0.05メートル
特定施設の能力			1日当たり1.5トン
原材料の種類及び1日当たりの 使用量		水：1,000キログラム、 硫酸：2.5キログラム	水：86,400キログラム、 硫酸：1.5キログラム
特定施設か ら排出され る汚水等の 汚染状態の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 1.4 最大 1.2	通常 3 最大 7
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 2 最大 10	通常 5 最大 10
	浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1 最大 5	通常 1 最大 5

	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 - 最大 -	通常 10.0 最大 20.0
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 - 最大 -	通常 1.00 最大 3.00
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 1.00 最大 1.40	通常 86 最大 128

(15) 第21号口 C - 6m / c 表面処理装置

		変 更 前	変 更 後
特定施設の能力			1日当たり3.4トン
原材料の種類及び1日当たりの使用量		水：910キログラム、 硫酸：3.1キログラム	水：194,400キログラム、 硫酸：4.3キログラム
特定施設か ら排出され る汚水等の 汚染状態の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 1.4 最大 1.2	通常 3 最大 7
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 2 最大 10	通常 5 最大 10
	浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1 最大 5	通常 1 最大 5
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 - 最大 -	通常 10.0 最大 20.0
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 - 最大 -	通常 1.00 最大 3.00
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 0.91 最大 1.53	通常 194 最大 327

(16) 第21号口 C - 7m / c 表面処理装置

		変 更 前	変 更 後
特定施設の能力			1日当たり5.1トン
原材料の種類及び1日当たりの使用量		水：163キログラム、 硫酸：9キログラム	水：259,200キログラム、 硫酸：6.6キログラム
特定施設か ら排出され る汚水等の 汚染状態の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 1.4 最大 1.2	通常 3 最大 7
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 2 最大 10	通常 5 最大 10
	浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1 最大 5	通常 1 最大 5
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.1未満 最大 0.1未満	通常 10.0 最大 20.0

	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.1未満 最大 0.1未満	通常 1.00 最大 3.00
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 0.17 最大 0.22	通常 259 最大 334

(17) 第21号八 エチレングリコール回収設備

		変 更 前	変 更 後
特定施設の主要寸法		外径 3,188ミリメー トル 高さ 6,942ミリメー トル	外径 3,188ミリメー トル 高さ 6,712ミリメー トル
特定施設の使用時間間隔		1箇月につき27日	1箇月につき15日
特定施設か ら排出され る汚水等の 汚染状態の 値	合繊排水		
	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 7.2 最大 7.5	通常 6.5 最大 7.5
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 9,700 最大 11,200	通常 5 最大 10
	浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1 最大 5	通常 1 最大 5
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 - 最大 -	通常 - 最大 -
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 - 最大 -	通常 - 最大 -
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 18 最大 20	通常 18 最大 26

(18) 第21号八 テトラヒドロフラン、ブタンジオール回収設備

		変 更 前	変 更 後
特定施設の使用時間間隔		1箇月につき16日	テトラヒドロフラン： 連続 ブタンジオール：1 箇月につき20日
特定施設の1日当たりの使用時間		24時間	テトラヒドロフラン： 24時間 ブタンジオール：16 時間
特定施設か ら排出され る汚水等の 汚染状態の 値	合繊排水		
	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 7.2 最大 7.5	通常 6.5 最大 7.5
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 4,700 最大 5,000	通常 5 最大 10
	浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1 最大 5	通常 1 最大 5

	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 - 最大 -	通常 - 最大 -	通常 10.0 最大 20.0
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 - 最大 -	通常 - 最大 -	通常 1.00 最大 3.00
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 18 最大 20	通常 3,000 最大 3,000	通常 27.7 最大 30.3

(19) 第21号八 ジメチルスルホキシド回収設備

		変 更 前		変 更 後	
特定施設の能力		1日当たり55トン		脱水処理量：1日当 たり713立方メートル 精留処理量：1日当 たり184立方メートル	
原材料の種類及び1日当たりの の使用量		苛性ソーダ：60キロ グラム		苛性ソーダ：75キロ グラム	
特定施設か ら排出され る汚水等の 汚染状態の 値		合繊排水	中性排水		
	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 7.0 最大 8.0	通常 8.0 最大 8.5	通常 6~8 最大 8.5	
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 10 最大 15	通常 15 最大 20	通常 10 最大 15	
	浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1 最大 5	通常 1 最大 5	通常 1 最大 5	
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 - 最大 -	通常 - 最大 -	通常 5.0 最大 20.0	
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 - 最大 -	通常 - 最大 -	通常 1.00 最大 3.00	
	汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 700 最大 700	通常 6,700 最大 6,700	通常 8,117 最大 9,556

(20) 第21号八 アクリロニトリル回収設備

		変 更 前		変 更 後	
特定施設の型式		回収塔		多段式(精留)	
特定施設の能力		1日当たり40トン		モノマー回収処理量 ：1日当たり288立方 メートル	
原材料の種類及び1日当たりの の使用量		アクリロニトリル		アクリロニトリル、 アクリル酸メチル	
特定施設か ら排出され る汚水等の 汚染状態の 値		合繊排水	中性排水		
	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 8.5 最大 10.0	通常 6.5 最大 7.5	通常 - 最大 -	
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 15 最大 150	通常 1 最大 5	通常 - 最大 -	

	浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 5 最大 40	通常 1 最大 5	通常 - 最大 -
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 - 最大 -	通常 - 最大 -	通常 - 最大 -
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 - 最大 -	通常 - 最大 -	通常 - 最大 -
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 0 最大 0	通常 500 最大 500	通常 - 最大 -

(21) 第21号八 R-1設備(ジメチルスルホキシド回収装置)

		変 更 前		変 更 後	
特定施設か ら排出され る汚水等の 汚染状態の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 7~8 最大 7~8	通常 7~11 最大 7~11		
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 37 最大 37	通常 37 最大 65		
	浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 23 最大 23	通常 23 最大 23		
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 48.7 最大 48.7	通常 49 最大 60		
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 5 最大 5	通常 5 最大 5		
	汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 293 最大 295	通常 293 最大 351	

(22) 第21号八 B L回収設備

		変 更 前		変 更 後		
特定施設の能力		1日当たり15.5立方 メートル		1日当たり6.9立方 メートル		
特定施設か ら排出され る汚水等の 汚染状態の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 3~4 最大 3~4	通常 6.5 最大 6.5			
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 7,250 最大 9,070	通常 35 最大 35			
	浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1 最大 1	通常 0.1 最大 0.1			
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1,760 最大 2,210	通常 5 最大 20			
		りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1 最大 3	通常 1 最大 3		

汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 11 最大 14	通常 42 最大 42
----------------------------	----------------	----------------

(23) 第33号イ 1系列エステル缶

		変 更 前	変 更 後
特定施設の能力		1日当たり8トン	1日当たり10.1トン
原材料の種類及び1日当たりの使用量		テレフタル酸：6.1トン エチレングリコール、 ブタンジオール：2.7トン	テレフタル酸：6.5トン ブタンジオール：5.5トン
特定施設の使用時間間隔		6時間	4.25時間
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.2 最大 7.5	通常 6~8 最大 8
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2,000 最大 4,000	通常 2,000 最大 4,000
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 5	通常 1 最大 5
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 - 最大 -	通常 10.0 最大 20.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 2.4 最大 2.4	通常 2.1 最大 2.1

(24) 第33号イ 2、3、4、5、6、7系列エステル缶

		変 更 前	変 更 後
特定施設の能力		1日当たり8トン	1日当たり11.8トン
原材料の種類及び1日当たりの使用量		テレフタル酸：6.1トン エチレングリコール、 ブタンジオール：2.7トン	テレフタル酸：8.9トン ブタンジオール：5.9トン
特定施設の使用時間間隔		6時間	4.25時間
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.2 最大 7.5	通常 6~8 最大 8
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2,000 最大 4,000	通常 2,000 最大 4,000
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 5	通常 1 最大 5
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 - 最大 -	通常 10.0 最大 20.0

	りん含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 - 最大 -	通常 1.00 最大 3.00
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 2.4 最大 2.4	通常 2.4 最大 2.4

(25) 第33号イ 13、14、15系列エステル缶

		変 更 前	変 更 後	
特定施設の能力		1日当たり8トン	1日当たり16.6トン	
原材料の種類及び1日当たりの使用量		テレフタル酸ジメチル：8.0トン エチレングリコール：4.0トン	テレフタル酸：14.3トン エチレングリコール：6.7トン	
特定施設の使用時間間隔		6時間	4時間	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.5 最大 7.5	通常 6~8 最大 8	
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 20	通常 2,000 最大 4,000	
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 5	通常 1 最大 5	
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 - 最大 -	通常 10.0 最大 20.0	
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 230 最大 230	通常 3.2 最大 3.2	
		りん含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 - 最大 -	通常 1.00 最大 3.00

(26) 第33号イ 11、12、12B、15B、16、17系列エステル缶

		変 更 前	変 更 後
特定施設の能力		1日当たり8トン	1日当たり16.6トン
原材料の種類及び1日当たりの使用量		テレフタル酸、テレフタル酸ジメチル：7.0トン エチレングリコール：3.1トン	テレフタル酸：14.3トン エチレングリコール：6.7トン
特定施設の使用時間間隔		6時間	4時間
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.2 最大 7.5	通常 6~8 最大 8
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2,000 最大 4,000	通常 2,000 最大 4,000
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 5	通常 1 最大 5

	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 - 最大 -	通常 10.0 最大 20.0
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 - 最大 -	通常 1.00 最大 3.00
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 2.4 最大 2.4	通常 3.2 最大 3.2

(27) 第33号イ 1系列重合缶

		変 更 前		変 更 後		
特 定 施 設 の 能 力		1日当たり8トン		1日当たり10.1トン		
原材料の種類及び1日当たりの使用量		ポリエチレンテレフタレート、ポリブチレンテレフタレート：8トン		ポリブチレンテレフタレート：10トン		
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値			合繊排水	中性排水		
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.5 最大 7.7	通常 6.5 最大 7.5	通常 6~8 最大 8		
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3,160 最大 3,450	通常 10 最大 20	通常 3,160 最大 3,450		
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5 最大 5	通常 1 最大 5	通常 5 最大 5		
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 - 最大 -	通常 - 最大 -	通常 10.0 最大 20.0		
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 - 最大 -	通常 - 最大 -	通常 1.00 最大 3.00		
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 5 最大 6	通常 940 最大 1,100	通常 8 最大 9		

(28) 第33号イ 2、3、4、5、6、7系列重合缶

		変 更 前		変 更 後		
特 定 施 設 の 能 力		1日当たり8トン		1日当たり11.8トン		
原材料の種類及び1日当たりの使用量		ポリエチレンテレフタレート、ポリブチレンテレフタレート：8トン		ポリエチレンテレフタレート、ポリブチレンテレフタレート：16.5トン		
特定施設の使用時間間隔		6時間		4時間		
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値			合繊排水	中性排水		
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.5 最大 7.7	通常 6.5 最大 7.5	通常 6~8 最大 8		
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3,160 最大 3,450	通常 10 最大 20	通常 4,800 最大 5,300		

	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5 最大 5	通常 1 最大 5	通常 5 最大 5
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 - 最大 -	通常 - 最大 -	通常 10.0 最大 20.0
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 - 最大 -	通常 - 最大 -	通常 1.00 最大 3.00
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 5 最大 6	通常 940 最大 1,100	通常 9 最大 11

(29) 第33号イ 11、12、12B、13、14、15、15B、16、17系列重合缶

		変 更 前		変 更 後		
特 定 施 設 の 能 力		1日当たり8トン		1日当たり16.6トン		
原材料の種類及び1日当たりの使用量		ポリエチレンテレフタレート、ポリブチレンテレフタレート：8トン		ポリエチレンテレフタレート、ポリブチレンテレフタレート：16.5トン		
特定施設の使用時間間隔		6時間		4時間		
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値			合繊排水	中性排水		
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.5 最大 7.7	通常 6.5 最大 7.5	通常 6~8 最大 8		
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3,160 最大 3,450	通常 10 最大 20	通常 4,800 最大 5,300		
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5 最大 5	通常 1 最大 5	通常 5 最大 5		
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 - 最大 -	通常 - 最大 -	通常 10.0 最大 20.0		
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 - 最大 -	通常 - 最大 -	通常 1.00 最大 3.00		
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 5 最大 6	通常 940 最大 1,100	通常 9 最大 11		

(30) 第64号の2イ 沈殿施設

		変 更 前		変 更 後	
原材料の種類及び1日当たりの使用量		苛性ソーダ：100リットル、ポリ塩化アルミニウム：200リットル、ダイアクリア：0.1リットル		ポリ塩化アルミニウム：150リットル、ダイアクリア：0.1リットル	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0 最大 7.0	通常 7.0 最大 7.0	通常 7.0 最大 7.0	
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 100	通常 50 最大 100	通常 152 最大 156	

	浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1,000 最大 1,500	通常 1,000 最大 1,500
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 - 最大 -	通常 5 最大 20
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 - 最大 -	通常 0.8 最大 3
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 100 最大 130	通常 10 最大 15

(31) 第64号の2口ろ過施設(サイフォン式ろ過施設)

		変 更 前		変 更 後	
特定施設か ら排出され る汚水等の 汚染状態の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 7.5 最大 7.0	通常 7.5 最大 7.0	通常 7.5 最大 7.0	通常 7.5 最大 7.0
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 25 最大 50	通常 10 最大 10	通常 10 最大 10	通常 10 最大 10
	浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 150 最大 500	通常 150 最大 500	通常 150 最大 500	通常 150 最大 500
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 - 最大 -	通常 5 最大 20	通常 5 最大 20	通常 5 最大 20
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 - 最大 -	通常 0.8 最大 3	通常 0.8 最大 3	通常 0.8 最大 3
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 10 最大 100	通常 200 最大 305	通常 200 最大 305	通常 200 最大 305

6 汚水等の処理施設に関する事項

(1) 東地区ASM処理施設

		変 更 前		変 更 後	
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処理前	処理後	処理前	処理後
	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 6.0~9.0 最大 5.0~11.0	通常 6.0~8.5 最大 5.0~9.0	通常 6.0~9.0 最大 5.0~11.0	通常 6.0~8.5 最大 5.0~9.0
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 780 最大 840	通常 155 最大 165	通常 780 最大 840	通常 155 最大 165
	浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 80 最大 135	通常 63 最大 100	通常 80 最大 135	通常 63 最大 100
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 145 最大 620	通常 30 最大 125	通常 145 最大 620	通常 30 最大 125
りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 15 最大 50	通常 5 最大 15	通常 15 最大 50	通常 5 最大 15	

汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 943 最大 1,283	通常 943 最大 1,283	通常 1,878 最大 2,000	通常 1,878 最大 2,000
----------------------------	--------------------	--------------------	----------------------	----------------------

(2) 西地区回収留出液排水処理設備

		変 更 前		変 更 後	
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処理前	処理後	処理前	処理後
	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 7.0~8.0 最大 7.0~8.0	通常 6.0~8.7 最大 6.0~8.7	通常 7.0~11.0 最大 7.0~11.0	通常 6.0~8.7 最大 6.0~8.7
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 37 最大 37	通常 20 最大 20	通常 37 最大 65	通常 20 最大 20
	浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 23 最大 23	通常 18 最大 20	通常 23 最大 23	通常 18 最大 20
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 49 最大 49	通常 49 最大 49	通常 49 最大 60	通常 49 最大 49
りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 5 最大 5	通常 3.2 最大 5	通常 5 最大 5	通常 3.2 最大 5	
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 293 最大 295	通常 293 最大 295	通常 293 最大 351	通常 293 最大 351

7 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) 第1排水口

汚水等の汚 染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.5~8.7	通常 6.0~8.7 最大 6.0~8.7
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 13.4 最大 15	通常 10.6 最大 15
	浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 10 最大 21	通常 10 最大 21
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 5.8 最大 20	通常 5.7 最大 20
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.9 最大 3	通常 0.87 最大 3
	汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 98,552 最大 130,449	通常 98,552 最大 130,449

(2) 第2排水口

汚水等の汚 染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 6.5~8.5 最大 6.0~8.6	通常 6.0~8.7 最大 6.0~8.7

化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 4.3 最大 6	通常 4.1 最大 10
浮遊物質 量(単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 1.0 最大 4.8	通常 1.0 最大 4.8
窒素含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 5.8 最大 20	通常 5.0 最大 20

りん含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 1 最大 3	通常 0.61 最大 3
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 30,000 最大 38,000	通常 30,000 最大 38,000

備考 この他に、雨水排水口が6箇所ある。

○愛媛県告示第74号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成21年 1月13日

愛媛県中予地方局長 梅 木 要

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
20中局建(開)第51号 平成20年12月25日	東温市下林字森ノ木甲1487番7	松山市愛光町3番3号コーポ松山135号 原 田 誠 二

○愛媛県告示第75号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年 1月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	197号	北宇和郡鬼北町大字上鍵山230番地先から 同町上鍵山226番地先まで	旧	メートル 8.0~37.4	キロメートル 0.054	
			新	25.0~39.2	0.054	

○愛媛県告示第76号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年 1月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	197号	北宇和郡鬼北町大字上鍵山230番地先から 同町上鍵山226番地先まで	平成21年 1月13日

○愛媛県告示第77号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年 1月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	串内子線	大洲市喜多山丙585番4	旧	メートル 3.0～6.0	キロメートル 0.161	
			新	12.2～19.8	0.160	

## ○愛媛県告示第78号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年 1月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	串内子線	大洲市喜多山丙585番4	平成21年 1月13日

## 選挙管理委員会告示

## ○愛媛県選挙管理委員会告示第2号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成21年 1月13日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

## 1 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	公職の種類	届出年月日	備 考
	代 表 者	会 計 責 任 者				
自由民主党愛媛県第三選挙区支部	白 石 徹	村 角 利 明	新居浜市久保田町三丁目9-27	衆議院議員	平成20年10月23日	政党の支部

## 2 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日	備 考
	代 表 者	会 計 責 任 者			
稲本たかとし後援会	藤 友 光 安	大 本 茂 樹	喜多郡内子町内子1913	平成20年10月2日	
土居計彦後援会	土 居 計 彦	松 田 政 留	越智郡上島町弓削上弓削482	平成20年10月6日	
阪本寿明後援会	山 下 恵 太 郎	大 谷 日 出 夫	北宇和郡松野町大字松丸258	平成20年10月23日	
甲岡秀文後援会	松 本 幾 馬	甲 岡 正 男	北宇和郡鬼北町大字小西野々345	平成20年10月31日	
野間ゆうぞう後援会	楠 橋 康 弘	矢 野 一 明	今治市本町一丁目2-20	平成20年11月4日	
明日の今治を変えよう市民の会	鳥 井 洋	長 井 一 明	今治市四村103-5	平成20年11月5日	
吉井けいすけ後援会	河 野 義 光	渡 辺 一 夫	今治市高市甲523-3	平成20年11月18日	
浦田賢三後援会	宇都宮 宗 六	浦 田 征 雄	北宇和郡鬼北町大字近永584-1	平成20年11月20日	
有友正本後援会	城 戸 正 紀	都 築 廣 一	大洲市東大洲288-1	平成20年11月28日	
公平・公正な大洲市政を実現する会	城 戸 正 紀	都 築 廣 一	大洲市東大洲288-1	平成20年11月28日	
どいみちこ後援会	川 村 真 三	土 居 隆 一	伊予郡砥部町岩谷口430	平成20年12月2日	

滝野志後援会	石丸年雄	玉井照三	上浮穴郡久万高原町上野尻乙192-1	平成20年12月5日	
越智けいじ後援会	木村光明	越智昭南男	今治市本町三丁目1-1	平成20年12月12日	
越智忍後援会	山本英正	山本静秋	今治市大西町脇甲520	平成20年12月15日	
栗林政伸後援会	栗林政伸	栗林瑠美子	伊予郡砥部町宮内583	平成20年12月18日	

○愛媛県選挙管理委員会告示第3号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

平成21年 1月13日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	異 動 事 項	新	旧	届 出 年 月 日	備 考
自由民主党愛媛県第四選挙区支部	国会議員関係政治団体の区分  (公職の種類)	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部  衆議院議員	国会議員関係政治団体以外の政治団体	平成20年10月2日	政党の支部
木村ほまれ後援会	主たる事務所の所在地	松山市小栗一丁目3-30	松山市小栗五丁目5-39	平成20年10月2日	
公風会	国会議員関係政治団体の区分  (公職の候補者の氏名)  (公職の種類)	法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体  山本公一  衆議院議員	国会議員関係政治団体以外の政治団体	平成20年10月2日	
ルネサス西条社会活動委員会	代 表 者	木山豊繁	山口 擴	平成20年10月2日	
山本公一後援会	国会議員関係政治団体の区分  (公職の候補者の氏名)  (公職の種類)	法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体  山本公一  衆議院議員	国会議員関係政治団体以外の政治団体	平成20年10月3日	
西坂まこと後援会	代 表 者	木山豊繁	山口 擴	平成20年10月6日	
岡武男後援会	主たる事務所の所在地	北宇和郡松野町大字吉野227	北宇和郡松野町大字松丸467	平成20年10月8日	
永江孝子後援会	主たる事務所の所在地	松山市大街道一丁目5-2	松山市喜与町一丁目5-4	平成20年10月8日	
中島ひろし後援会	代 表 者	相原利雄	村上岩雄	平成20年10月8日	
民主党愛媛県第1区総支部	主たる事務所の所在地	松山市大街道一丁目5-2	松山市喜与町一丁目5-4	平成20年10月10日	政党の支部
	国会議員関係政治団体の区分  (公職の種類)	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部  衆議院議員	国会議員関係政治団体以外の政治団体		
安藤まさやす後援会	会 計 責 任 者	高木道明	藤野 潤	平成20年10月10日	
桜内ふみき後援会	国会議員関係政治団体の区分  (公職の候補者の氏名)	法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体  桜内文城	国会議員関係政治団体以外の政治団体	平成20年10月15日	

	(公職の種類)	衆議院議員			
梅雪会	代 表 者	梅 崎 美津子	梅 崎 雪 男	平成20年10月15日	
正精会	国会議員関係政治団体の区分  (公職の種類)  (公職の候補者の氏名及び公職の種類)	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体かつ法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体  衆議院議員  白 石 徹  衆議院議員	国会議員関係政治団体以外の政治団体	平成20年10月16日	
自由民主党宇和町支部	主たる事務所の所在地	西予市宇和町常定寺461	西予市宇和町卯之町二丁目311	平成20年10月17日	政党の支部
	代 表 者	大 竹 忠 盛	田 中 剛		
	会 計 責 任 者	兵 頭 績	藤 井 朝 廣		
正精会	主たる事務所の所在地	新居浜市久保田町三丁目9-27	新居浜市久保田町三丁目9-25	平成20年10月17日	
白石とおる後援会	主たる事務所の所在地	新居浜市久保田町三丁目9-27	新居浜市久保田町三丁目9-25	平成20年10月21日	
ひのけいクラブ	会 計 責 任 者	神 森 忠 興	大矢野 幸 雄	平成20年10月21日	
	国会議員関係政治団体の区分  (公職の種類)  (公職の候補者の氏名及び公職の種類)	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体かつ法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体  参議院議員  日 野 啓 佑  参議院議員	国会議員関係政治団体以外の政治団体		
民主党愛媛県第4区総支部	主たる事務所の所在地	八幡浜市1280-2	八幡浜市1557-1	平成20年10月22日	政党の支部
	会 計 責 任 者	高 山 直 樹	岩 本 清 明		
政治結社学塾	代 表 者	水 野 伸 治	桜 木 誠 一	平成20年10月22日	
高橋英吾後援会	会 計 責 任 者	谷 口 仁 志	岩 本 清 明	平成20年10月22日	
高橋英行後援会	主たる事務所の所在地	八幡浜市1280-2	八幡浜市1557-1	平成20年10月22日	
	会 計 責 任 者	高 山 直 樹	岩 本 清 明		
自由民主党愛媛県衆議院選挙区支部	名 称	自由民主党愛媛県衆議院選挙区支部	自由民主党愛媛県第三選挙区支部	平成20年10月23日	政党の支部
	国会議員関係政治団体の区分  (公職の種類)	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部  衆議院議員	国会議員関係政治団体以外の政治団体		
民主党愛媛県総支部連合会	主たる事務所の所在地	松山市大手町一丁目1-6	松山市大手町二丁目9-14	平成20年10月27日	政党の支部
大平弘子後援会	主たる事務所の所在地	伊予郡砥部町千足117	伊予郡砥部町高市1318	平成20年10月28日	

岡武男後援会	主たる事務所の所在地	北宇和郡松野町大字吉野564	北宇和郡松野町大字吉野227	平成20年10月29日	
皇道塾	主たる事務所の所在地	今治市枝堀町二丁目3-14	今治市北日吉町一丁目11-5	平成20年11月5日	
	会 計 責 任 者	北 川 統 之	徳 永 宏 明		
友近聡朗後援会	国会議員関係政治団体の区分  (公職の種類)  (公職の候補者の氏名及び公職の種類)	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体かつ法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体  参議院議員  友 近 聡 朗  参議院議員	国会議員関係政治団体以外の政治団体	平成20年11月6日	
自由民主党愛媛県防衛協賛支部	主たる事務所の所在地	松山市湯の山4-3-18	松山市平井町甲3063-5	平成20年11月7日	政党の支部
自由民主党大三島支部	主たる事務所の所在地	今治市大三島町宗方620	今治市大三島町宗方2727	平成20年11月7日	政党の支部
	代 表 者	佐々木 幸 也	奥 本 忠 孝		
	会 計 責 任 者	村 上 恭 雄	立 花 修		
岡田勝利後援会	代 表 者	織 田 利 鬼	重 松 利 一	平成20年11月7日	
今治をほっとけない市民の会	名 称	今治をほっとけない市民の会	明日の今治を変える市民の会	平成20年11月13日	
楠学後援会	代 表 者	越 智 孝 治	真 木 茂 男	平成20年11月21日	
こだま千春後援会	代 表 者	和 田 正 壽	越 智 理 雄	平成20年11月25日	
自由民主党いよてつ高島屋支部	会 計 責 任 者	重 藤 繁 樹	三 好 俊 一	平成20年12月2日	政党の支部
自由民主党八幡浜支部	主たる事務所の所在地	八幡浜市大黒町3-3	八幡浜市1132-6	平成20年12月2日	政党の支部
	代 表 者	山 本 儀 夫	宮 本 明 裕		
民主党愛媛県第1区総支部	主たる事務所の所在地	松山市大手町一丁目10-8	松山市大街道一丁目5-2	平成20年12月10日	政党の支部
民主党愛媛県第4区総支部	国会議員関係政治団体の区分	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部	国会議員関係政治団体以外の政治団体	平成20年12月10日	政党の支部
	(公職の種類)	衆議院議員			
高橋英行後援会	国会議員関係政治団体の区分	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体かつ法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	平成20年12月10日	
	(公職の種類)	衆議院議員			
	(公職の候補者の氏名及び公職の種類)	高 橋 英 行  衆議院議員			
永江孝子後援会	主たる事務所の所在地	松山市大手町一丁目10-8	松山市大街道一丁目5-2	平成20年12月10日	
	国会議員関係政治団体の区分	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体かつ法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体		

	(公職の種類)	衆議院議員			
	(公職の候補者の氏名及び公職の種類)	永江孝子 衆議院議員			
自由民主党愛媛県果樹政治連盟支部	会計責任者	小越慎介	矢野清	平成20年12月12日	政党の支部
民主党愛媛県第3区総支部	国会議員関係政治団体の区分	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部	国会議員関係政治団体以外の政治団体	平成20年12月12日	政党の支部
	(公職の種類)	衆議院議員			
愛媛県果樹政治連盟	会計責任者	小越慎介	矢野清	平成20年12月12日	
岡平知子後援会	国会議員関係政治団体の区分	法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	平成20年12月12日	
	(公職の候補者の氏名)	岡平知子			
	(公職の種類)	衆議院議員			
白石洋一後援会	国会議員関係政治団体の区分	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体かつ法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	平成20年12月12日	
	(公職の種類)	衆議院議員			
	(公職の候補者の氏名及び公職の種類)	白石洋一 衆議院議員			
自由民主党愛媛県松山市第二十支部	国会議員関係政治団体の区分	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部	国会議員関係政治団体以外の政治団体	平成20年12月15日	政党の支部
	(公職の種類)	参議院議員			
関谷たいら後援会	国会議員関係政治団体の区分	法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	平成20年12月15日	
	(公職の候補者の氏名)	関谷水			
	(公職の種類)	衆議院議員			
若江進を育てる会	主たる事務所の所在地	松山市三津三丁目9-18	松山市梅田町4-62	平成20年12月15日	
自由民主党愛媛県参議院選挙区第三支部	国会議員関係政治団体の区分	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部	国会議員関係政治団体以外の政治団体	平成20年12月17日	政党の支部
	(公職の種類)	参議院議員			
自由民主党小田支部	会計責任者	林博	西岡基	平成20年12月17日	政党の支部
翔友会	国会議員関係政治団体の区分	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体かつ法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	平成20年12月17日	
	(公職の種類)	参議院議員			
	(公職の候補者の氏名及び公職の種類)	山本順三 参議院議員			

山本順三後援会	国会議員関係政治団体の区分  (公職の候補者の氏名)  (公職の種類)	法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体  山 本 順 三  参議院議員	国会議員関係政治団体以外の政治団体	平成20年12月17日	
自由民主党愛媛県第一選挙区支部	国会議員関係政治団体の区分  (公職の種類)	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部  衆議院議員	国会議員関係政治団体以外の政治団体	平成20年12月24日	政党の支部
自由民主党愛媛県第二選挙区支部	国会議員関係政治団体の区分  (公職の種類)	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部  衆議院議員	国会議員関係政治団体以外の政治団体	平成20年12月24日	政党の支部
信誠会四国中央支部	国会議員関係政治団体の区分  (公職の種類)  (公職の候補者の氏名及び公職の種類)	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体かつ法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体  村 上 誠一郎  衆議院議員	国会議員関係政治団体以外の政治団体	平成20年12月24日	
信誠会東予支部	国会議員関係政治団体の区分  (公職の種類)	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体  衆議院議員	国会議員関係政治団体以外の政治団体	平成20年12月24日	
長橋じゅんじ後援会	主たる事務所の所在地	今治市矢田甲98 - 1	今治市別宮町一丁目3 - 1	平成20年12月24日	
村上誠一郎後援会	国会議員関係政治団体の区分  (公職の候補者の氏名)  (公職の種類)	法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体  村 上 誠一郎  衆議院議員	国会議員関係政治団体以外の政治団体	平成20年12月24日	
明恭会	国会議員関係政治団体の区分  (公職の候補者の氏名)  (公職の種類)	法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体  塩 崎 恭 久  衆議院議員	国会議員関係政治団体以外の政治団体	平成20年12月25日	

○愛媛県選挙管理委員会告示第4号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成21年 1月13日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
新社会党愛媛県本部	真鍋 知巳	平成20年4月30日
浅野やすよし後援会	浅野 泰義	平成20年7月1日

玉水としきよ後援会	小田 慶孝	平成20年9月30日
寺尾信幸後援会	寺尾 信幸	平成20年9月30日
今治に新しい潮流をつくる会	越 智 浩	平成20年10月1日
梅崎雪男後援会	石水 伴清	平成20年10月6日
梅 雪 会	梅崎 美津子	平成20年10月6日
元気新居浜をつくる会	小野 晋也	平成20年10月22日
自由民主党愛媛県新居浜市第三支部	白石 徹	平成20年10月24日

皇 道 塾 藤 坂 勇 樹	平成20年10月24日	公 明 党 え ひ め 後 援 会	田 口 浩	平成20年12月 1日	
河 野 作 生 後 援 会	村 上 博	平成20年11月30日	河 野 義 光 後 援 会	河 野 義 光	平成20年12月10日
玄 翁 光 雄 後 援 会	玄 翁 光 雄	平成20年12月 1日	自 由 民 主 党 大 西 支 部	近 藤 完 治	平成20年12月15日

○愛媛県選挙管理委員会告示第5号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体の解散等の届出があった。

平成21年 1月13日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

届出をした者の氏名	公 職 の 種 類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	資金管理団体でなくなった旨の届出年月日	備 考
(故)梅崎雪男	衆議院議員	梅雪会	東温市北方甲3182	(故)梅崎雪男	平成20年10月15日	資金管理団体の届出をした者の死亡に伴う届出である。
寺尾信幸	新居浜市議会議員	寺尾信幸後援会	新居浜市西の土居町二丁目7-3	寺尾信幸	平成20年10月24日	
玄翁光雄	四国中央市議会議員	玄翁光雄後援会	四国中央市川滝町領家1353	玄翁光雄	平成20年12月2日	
河野義光	今治市議会議員	河野義光後援会	今治市美保町三丁目1-8	河野義光	平成20年12月25日	

○愛媛県選挙管理委員会告示第6号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体から届出事項の異動の届出があった。

平成21年 1月13日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

資金管理団体の名称	異 動 事 項	新	旧	届出年月日	備 考
木村ほまれ後援会	主たる事務所の所在地	松山市小栗一丁目3-30	松山市小栗五丁目5-39	平成20年10月3日	
正精会	公 職 の 種 類	衆議院議員	愛媛県議会議員	平成20年10月16日	
正精会	主たる事務所の所在地	新居浜市久保田町三丁目9-27	新居浜市久保田町三丁目9-25	平成20年10月20日	
永江孝子後援会	主たる事務所の所在地	松山市大街道一丁目5-2	松山市喜与町一丁目5-4	平成20年10月22日	
永江孝子後援会	主たる事務所の所在地	松山市大手町一丁目10-8	松山市大街道一丁目5-2	平成20年12月15日	
高橋英行後援会	主たる事務所の所在地	八幡浜市1280-2	八幡浜市1557-1	平成20年12月19日	